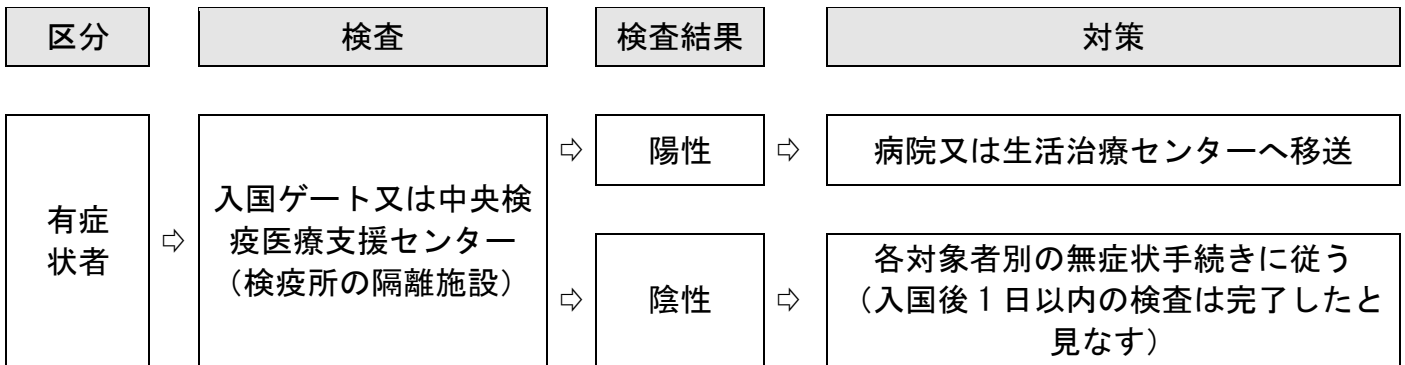


# 海外入国者防疫管理フローチャート（空港入国者用）

〈防疫対策本部 海外出入国管理チーム 2021.11.1.(月)〉

PCR 陰性確認書を未所持（不備を含む）の韓国人・外国人は航空機への搭乗を制限  
 ※ただし、入国後に PCR 陰性確認書の不備等が確認された場合、韓国人は施設隔離 **5日**（費用自己負担）+ 自宅隔離 **5日**、外国人は入国不可の措置が執られる。

## □有症状者



## □無症状者

### ○一般国家発入国者



1) 入国日基準で予防接種完了後 14 日が経過した予防接種完了者で、COOV(クーブ)アプリ又は韓国にて発行された予防接種証明書又は接種ステッカーで証明が可能な予防接種完了者に限る。

※韓国国内 1 回＋韓国国外 1 回の接種完了者の場合、韓国にて発行された予防接種証明書で 1・2 次の接種歴がすべて確認されれば、「韓国国内予防接種完了者」とみなす（韓国のシステム登録及び予防接種証明書の発行は管轄の保健所に問合せ）。

2) 入国日基準で予防接種完了後 14 日が経過した予防接種完了者で、COOV(クーブ)アプリ又は韓国にて発行された予防接種確認書で証明が可能な予防接種完了者に限る（韓国国内予防接種完了者と同じの措置を適用）。

※入国当時、証明ができない場合は、3 ページの「海外接種履歴の登録案内」を参考

※予防接種**証明書**は予防接種サポート HP (nip.kdac.go.kr) 又は政府 24 ([www.gov.kr](http://www.gov.kr)) で印刷可能であり、予防接種**確認書**は保健所でのみ発行可能。

※ 1)、2) の対象者は居住地（宿泊場所）に移動時、公共交通機関の利用が可能

※「予防接種完了者に対する隔離免除除外国」から入国する場合には、3 ページに明示された手続きに従う

## ○高リスク国家発入国者

区分	予防接種 証明書	PCR陰性確 認書	入国後1日以 内の検査	隔離	追加検査
南ア／ミャンマ ー／ペルー発	提出有無 関係なし	提出	臨時生活施設	施設隔離5日 ＋ 自宅隔離5日	<a href="#">隔離解除前 検査</a>
タンザニア／ <a href="#">チリ</a> 発	提出	提出	保健所	陰性確認後 隔離免除 (受動監視)	6～7日目 検査実施
	未提出	提出	臨時生活施設	施設隔離5日 ＋ 自宅隔離5日	<a href="#">隔離解除前 検査</a>
インド/南ア及 びタンザニア 以外のアフリカ 発	提出	提出	保健所	陰性確認後 隔離免除 (受動監視)	6～7日目 検査実施
	未提出 ※予防接種 完了者で隔 離免除除外 国家からの入 国者も該当の手 続きを適用	提出	臨時生活施設	陰性確認後 自宅隔離	隔離解除前 検査
ブラジル発	提出有無 関係なし	提出	臨時生活施設	陰性確認後 自宅隔離	隔離解除前 検査
予防接種完了 者で隔離免除 除外国家発 ※上記の国家以外	提出有無 関係なし	提出	保健所	自宅隔離	隔離解除前 検査

※ミャンマー発韓国人及び韓国人の配偶者・直系尊卑属（韓国人同伴の有無に関係なし）はPCR提出の例外

※短期滞在外国人は「一般国家発入国者」の手続きに従う。

※国家及び措置事項は状況に従って変更があり得るところ、変更事項はサポートHP内の公知事項に掲示。

◆ 予防接種完了者の隔離免除除外国家は、毎月指定して案内  
： 公式文書または疾病管理庁 HP ([www.kdca.go.kr](http://www.kdca.go.kr)) → お知らせ・資料 → 公知事項

○隔離免除書所持者 ⇨ 詳細事項は中央災害安全対策本部「海外入国者の隔離免除書発行指針」による

※A1（外交）・A2（公務）・A3（協定）ビザ所持者又は入国前に韓国大使館（又は関係省庁）で、「隔離免除書」の事前発行を受けた場合等

区分		PCR陰性確認書	入国後1日以内の検査	隔離	追加検査
隔離免除書提出	海外予防接種完了者	⇨ 提出	⇨ 管轄の保健所 *結果判定時まで 宿所待機	⇨ 陰性確認後 隔離免除 *自己診断アプリ設置	⇨ 6～7日目 検査実施 (保健所)
	未提出	⇨ 提出	⇨ 臨時生活施設	⇨ 陰性確認後 隔離免除 *自己診断アプリ設置	⇨ 6～7日目 検査実施 (保健所)

※隔離免除書の所持者のうち人道的目的（葬儀参列）と公務出張後に入国する韓国人は、「PCR陰性確認書」の提出対象の例外（ミャンマー発の韓国人も例外適用）

※ A1（外交）・A2（公務）・A3（協定）ビザ所持者などの「隔離免除書」の発行が不要な隔離免除者の対応手続きは「Ⅲ. 空港検疫対応手続き→4. 無症状者の検疫調査・措置→タ. 隔離免除対象者→Aビザ所持者」を参考（入国後6～7日目の検査は不要）

※海外で予防接種を完了し、人道的目的（直系家族訪問）理由で隔離免除書の発給を希望する場合には、ワクチン接種をした国にある韓国大使館に方法及び手続き等を問合せ（有線問合せ又は各国大使館HPを参照）

## ○海外接種履歴の登録案内（入国当時未登録の場合）

区分	入国時	接種履歴登録	証明書発行 (保健所)	登録後	再入国時
海外予防接種完了 韓国人及び外国人 (隔離免除書所持)	隔離免除 *自己診断 アプリ設置	管轄の保健所にて 登録	予防接種 <u>確認書</u>	隔離免除 <u>維持</u>	隔離免除 *隔離免除 書不要
海外予防接種完了 韓国人(韓国籍の者) (隔離免除書未所持)	隔離 *自己診断 アプリ設置	管轄の保健所にて 登録	予防接種 <u>確認書</u>	隔離維持 (入国後 <u>10日間</u> 隔離)	隔離免除 *隔離免除 書不要
海外予防接種完了 外国人(外国籍の者) (隔離免除書未所持)	隔離 *自己診断 アプリ設置	接種履歴 登録不可	-	-	隔離対象 *隔離免除 書所持の 際、隔離免 除可能
国内1回+海外1回 韓国人・外国人	隔離 *自己診断 アプリ設置	管轄の保健所にて 登録 *登録後、 即時隔離 免除	予防接種 <u>証明書</u>	隔離免除 に <u>転換</u> *自己診断 アプリ削除	隔離免除 *隔離免除書 不要

※上記対象者の場合、管轄の保健所にて海外接種履歴を登録（※）しなければならず、登録後、感染者との濃厚接触時、社会的距離の確保等の韓国国内の予防接種完了者との同一の防疫原則が適用可能

\*①氏名、②生年月日、③ワクチンの種類、④接種日、⑤接種機関名、⑥接種機関又は当該国家の保健当局の職印等を含む文書化された資料。韓国語や英文ではない場合は、韓国語又は英文翻訳本と翻訳認証書類（個人翻訳本は公証機関の認証が必要）を一緒に提出しなければならない。

※韓国の国内システム登録後の再入国の際、検疫段階で COOV アプリ又は韓国国内で発給された予防接種確認書（予防接種証明書）を提示し、予防接種完了者であることを証明しなければならない（1 ページの「一般国家発入国者」手続きに従う）。